

# 高尾社労士事務所便り

## 「外国人採用」に関する実態は？ ～エン・ジャパン調査より

### ◆6割の企業が外国人採用に関して前向き

エン・ジャパン株式会社は、運営する0円から使える採用支援ツール『engage（エンゲージ）』（<https://en-gage.net/>）を使っている企業を対象に「外国人採用」に関するアンケートを実施し、2,263社から回答を得ました。

この調査結果では、「現在、外国人の採用を行っていますか？」の問いに対し、「採用を行っている」は29%で、「採用は行っていないが、検討している」（33%）を含めると、外国人採用に前向きな企業は62%に及びます。

また、「採用を行っている」と回答した企業に、「どの職種での採用を行っていますか？」と聞いたところ、第1位が「販売・接客等のサービス職」（26%）、第2位が「IT・Web・ゲーム・通信等の技術職」（15%）、第3位が同率で「営業職」「医療、福祉、教育等のサービス職」（いずれも11%）という結果になりました。

### ◆「出入国管理及び難民認定法」の認知度は6割

「2019年4月1日に『出入国管理及び難民認定法』が施行されたことは知っていますか？」の問いに対しては、「知っていた」（57%）が「知らなかった」（43%）を上回る結果になりました。

### ◆外国人採用を実施・検討しない理由トップ3は「教育・研修の未整備」「日本語能力への懸念」「行政手続きの煩雑さ」

「外国人採用をしておらず、検討もしていない」と回答した企業に、未実施の理由を伺ったところ、第1位は「外国人向けの教育・研修が未整備」（56%）、第2位は「日本語能力への懸念がある」（53%）、第3位は「行政手続きの煩雑さへの懸念がある」（32%）でした。外国人採用に関するコメントには、次のようなものがありました。



### ◆外国人採用に関するコメント

- 日本語能力と日本の文化への理解があれば、採用するべきだと思います（マスコミ・広告・デザイン）。
- 数か国語を話せるスタッフは重宝します（サービス）。
- 多様な価値観を生み出すには大事だし、エンジニアは外国人の方が優秀（IT・通信・インターネット）。
- グループ会社では以前より外国人労働者を採用しており、特に障害になることはありません（商社）。
- 配送業務のため、配達先である個人宅でのお客様対応がしっかりできるプログラムがあれば、活用し採用も検討したい（運輸・交通・物流・倉庫）。

【参考】エン・ジャパン「2,000社に聞いた「外国人採用」に関する実態調査—『engage』アンケート—」  
<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2019/18791.html>

## ご存じですか？ 「シャドーIT」による情報トラブル発生リスク

### ◆「シャドーIT」とは？

便利なITツールが次々に登場する中、会社が把握しないところで従業員が業務上使用することがあります。例えば、社外の人とのやり取りでグループ

チャットを利用する、データのやり取りにオンラインストレージサービスを利用する、業務データを個人のスマートフォンで扱う、持帰り残業のためにUSBに保存したデータを持ち帰る、等です。

こうした、社内で使用が許可されていない外部サービスや個人所有の端末を業務で無断使用することをシャドーITといい、情報流出等のおそれがあるとして問題になっています。

#### ◆「バイトテロ問題」とは異なる対策が必要

アルバイト店員等によるSNSへの不適切投稿が「バイトテロ」問題として話題になり、今では従業員がインターネットやSNSの利用に際して不適切な行為をしないよう指導する等、対策を講じる企業が増えています。

しかし、シャドーITによるリスクは、業務効率を良くするために利便性の高いサービスを利用する等によって起こり得るため、そもそもバイトテロ問題とは本質的に異なるもので、従業員の利用を禁止する等だけでは問題を解決することはできません。

#### ◆まずは利用状況を調査してから対策を講じる

シャドーITリスクへの対応としては、まず従業員がどんなサービスや端末を利用しているかを調査し、自社の業務に必要なITツールを洗い出すところから始めます。

そして、業務上必要と考えられるサービス等について、会社がセキュリティ上の要件をクリアしているか等を確認の上、利用を認めるサービスを特定する等して必要なIT環境を整備し、それ以外は利用させないようにします。

こうした対策は、時間もかかり費用負担も発生する可能性があります。利用状況を会社が把握・監視できるようにするためにも必要です。

#### ◆働き方の多様化・生産性向上を実現するためにも対策が不可欠

働き方の多様化でオフィス以外の場所で就業したり、生産性をアップさせるためにIT化を進めたりする機会が増えています。こうした取組みは、従業員の働きやすさにもつながる一方、新たな情報トラブルにつながるリスクもはらんでいます。

「働き方改革」に取り組む際は、シャドーITリスク問題の有無にも注意が必要と言えるでしょう。

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

#### 30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

### ～当事務所よりひと言～

いつもお世話になり、誠に有難うございます。

#### 【最低賃金引上げのお知らせ】

石川地方最低賃金審議会は現在の最低賃金(806円)の時間額を26円(3.22%)引き上げて**832円**とする改正を全会一致で決めました。増額は16年連続で、上げ幅は時給で示す現行方式となった2002年度以降で最大で、10月より発効されます。パートタイマーだけでなく、月給制の従業員も時給換算して確認する必要があります。時給換算方法についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

#### 【産業保健関係助成金のご案内】

助成金のお勧めは「**心の健康づくり計画助成金**」です。概要は「事業者の方がメンタルヘルス対策促進員による助言・支援に基づき、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に、費用の助成(10万円)を受けられる制度です。私はメンタルヘルス対策促進員を行っておりますので、助成金をきっかけに、心の健康づくり計画を作成してみたいかがでしょうか。メンタルヘルス対策の第一歩となります。

#### 【お知らせ】

社会保険算定基礎届のご依頼を頂いている事業所様には随時、「**標準報酬決定通知書**」のお知らせを送っております。ご確認をお願い致します。(事業所様で給与計算を行っている場合には保険料率の変更をお願い致します。)また、標準報酬の月額変更手続きを行われた方も追ってご案内致します。

9月の税務と労務の手続提出期限  
[提出先・納付先]